

議案第48号

和光市産業振興条例を定めることについて

和光市産業振興条例を次のとおり定める。

和光市産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、市の産業が地域において果たす役割の重要性に鑑み、産業振興に関し理念及び役割等の基本的な事項を定め、市民、事業者、その他の団体等及び市が連携し、振興に資する施策を協働して推進することにより、市の立地及び資源等の特徴を活かした賑わいあるまちとして、地域経済の活性化及び地域社会の発展を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で営利を目的とする農業、商業又は工業等を営む法人及び個人をいう。
- (2) その他の団体等 次に掲げるものをいう。
 - ア 和光市商工会（以下「商工会」という。）
 - イ あさか野農業協同組合
 - ウ 国及び地方公共団体の機関
 - エ 公共交通機関を運営する事業者等
 - オ 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関
 - カ その他経済活動の発展に寄与する市内の団体等
- (3) 総合計画 市政運営の最も基本的な計画で、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるものをいう。
- (4) 中小企業・小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者並びに小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する小企業者に該当する事業者をいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者、その他の団体等及び市は、事業者の自主的かつ主体的な努力及び創意工夫を基本とし、それぞれの適性に応じた連携及び協力を行うことにより市の産業振興を推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市の産業振興を主要な施策として、総合計画に基づ

く施策及び方針を戦略的に推進するため、事務事業等の方向性及び優先度を明確にした計画（以下「計画」という。）を策定し、その計画の実施に努めなければならない。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、基本理念を尊重し、その事業活動を行うにあたっては円滑かつ着実な事業の運営に努めるとともに、その事業活動を通じて地域経済の活性化及び地域社会の発展の貢献に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会を構成する一員として、和光市企業市民の認定に関する要綱（平成22年告示第95号）第2条第2号に規定する企業市民活動に参画するよう努めるものとする。

3 事業者は、市の商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するため、商工会に加入するよう努めるものとする。

（その他の団体等の役割）

第6条 その他の団体等は、基本理念を尊重し、計画の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

2 その他の団体等は、中小企業・小規模事業者の経営状況等の改善に資する助言を行うよう努めるものとする。

（産業振興協議会の設置等）

第7条 市は、第1条の目的の達成及び円滑な推進を図るため、市の産業振興に関し必要な調査及び協議等を行うため、和光市産業振興協議会を設置することができる。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 産業の振興について学識経験を有する者
- (2) 事業者
- (3) その他の団体等の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（公表）

第8条 市は、毎年計画の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

（規則への委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

令和元年9月5日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

地域経済の活性化及び地域社会の発展を図り、もって市民生活の向上に寄与するための産業振興に関する基本的な事項を定めたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。